

別表1（第2、第3関係）

事業メニュー	①地域特産物産地づくり支援	②経営継続条件整備支援	③商品開発・販売促進活動等支援
事業内容	継続的な産地づくりを始めるため行う事業	農業機械の導入を行う事業	需要に応じた特産物の販売促進や商品開発を行う事業
助成対象	種苗費、需用費（マルチ、支柱、寒冷紗等の栽培用資材等）、肥料薬剤費、使用賃借料、作業委託費（選別作業の労賃等）、技術研修費（講師謝金、資料作成費等）	機械購入費（トラクタ、播種機、管理機、防除用機械、収穫機、出荷調整用機械等。中古可）	需用費（加工用機器、包装用資材等）、役務費（通信費、輸送費等）、広告費（商品PRパンフ印刷、WEBサイト立ち上げ費用等）、輸送費（加工業者への配送費等）
事業実施主体	地域振興4法いずれかの指定地域又はその他地域の実態に応じて知事が指定する自然的社会的諸条件が不利な地域における集落を基盤とし、規約（又はそれに類するもの）及び代表者の定めがあり、需要に応じた農業生産の継続が可能な地域営農組織等（以下「地域営農組織等」という。）		
事業要件	<p>地域営農組織等が次のア～ウを全て満たすこと。</p> <p>ア 実需者との結びつきを実現するためのネットワークや普及指導員の伴走支援等を活用し、次の（ア）又は（イ）のいずれかを伴った需要に応じた農業生産を実施する計画を有すること</p> <p>（ア）契約栽培など実需者との直接の連携をすること</p> <p>（イ）相対取引など流通業者を介して実需者との連携をすること</p> <p>イ 集落ぐるみで農業を継続できる環境を整備するため、次の（ア）又は（イ）のいずれかによる計画を有すること</p> <p>（ア）集落の農家戸数の過半で構成する地域営農組織等が事業を実施すること</p> <p>（イ）3戸以上の農家で構成する地域営農組織等が集落の協力を得て事業を実施すること</p> <p>ウ 平成30年度以降も継続する計画を有すること</p> <p>なお、事業メニューのうち、「③商品開発・販売促進活動等支援」の単独実施は認められない。</p>		
補助率	対象事業費の1/2以内		
補助額上限	1,500千円（事業実施期間を通じての上限）		
事業実施期間	3カ年以内		

別表 2 (第 3 関係)

その他地域の実態に応じて知事が指定する自然的社会的諸条件が不利な地域 (中山間地域等直接支払交付金実施要領 (平成 12 年 4 月 1 日付け 12 構改 B 第 38 号農林水産事務次官依命通知) 第 4 の 1 (9) により知事が指定した地域において締結された協定に含まれる地域)

市町村	旧市町村名等	集落名
京都市	左京区	中の町 上の町
		百井
	右京区	越畑
		檜原
		水尾
	京田辺市	普賢寺村
高船		
天王		
水取		
福知山市	下豊富村	大門 山崎 額塚 奥野部 市寺 和久寺 今安
	上豊富村	奥榎原 石場 北山 畑中 甘栗 樽水 談 法用 小牧 下戸
	佐賀村	報恩寺 印内 山の口